困ったとき、わからないときは…

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

栗原圏

仙台圏

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター 0226-22-7000

仙台弁護士会 気仙沼法律相談センタ 0226-22-8222

気仙沼·本吉圏

大崎圏

北部地方振興事務所 県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センタ 0229-22-4611 登米圈

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

0220-22-5700

0220-52-2348

石巻圏

東部地方振興事務所県民サービスセンター

0225-93-5700

0225-23-5451

宮城県消費生活センタ-22-261-51

022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

0224-52-5898

仙南圏

相談受付時間

◆宮城県消費生活センター

平日9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

▶各地方振興事務所 県民サービスセンター

月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決する ためのお手伝いをします。 電話でも、窓口に来られても結構です。
- ●無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

-1

●県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律 相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

◆仙台市消費生活センター 022-268-7867 ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

022-266-5703 ◆東北財務局金融監督第三課

◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの 電気通信サービス相談窓口

◆東北総合通信局

情報通信部 電気通信事業課

022-221-0632

◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活 相談窓口を設置しています。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆御存知ですか?『クーリング・オフ』
- ◆消費者庁リコール情報サイトについて
- ◆消費生活相談員養成講座の御案内

10 October 月号

第31号

御存知ですか?『クーリング・オフ』

こんな相談がありました

一昨日,自宅に訪問してきた業者から「このままだと排水溝から汚物の臭いが発生する」と言われ,その場で排水溝掃除の契約をしてしまった。後悔している。 契約をやめることはできるだろうか。

(60代女性)



消費生活センターからクーリング・オフ について助言。契約解除できました。

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な 勧誘で、冷静に判断できないまま契約を してしまいがちな販売方法に対して、一 定期間内であれば無条件で契約を解約す ることができる特別な制度です。

違約金などを請求されることはなく,既 に支払ったお金は全額返金されます。ま た,商品を返すときの費用も事業者負担 です。

クーリング・オフできるのかな?

クーリング・オフ制度は,「契約は守らなければならない」とする原則の例外にあたります。消費者がクーリング・オフできる取引は,法律や約款などに定めがある場合に限られます。

なお、クーリング・オフできなくても、 未成年者契約や消費者契約法によって取 り消しできるケースもあります。

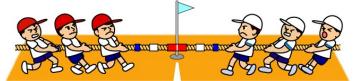
不明な点がある場合は、お近くの消費生活相談窓口に相談しましょう。

※店舗販売と通信販売

自分から店に出向いたり(店舗販売), 広告を見て自分から電話やインターネットなどで申し込む取引(通信販売)は, クーリング・オフができません。通信販売の場合は,注文する前に返品対応が可能かどうか規定をよく確認しましょう。

参考:国民生活センター「くらしの豆知識」

特定商取引法のクーリング・オフ



~アドバイス~

取引内容(販売形態)						適 用 対 象	期	間
訪	問 販		Ī	売	事業者の営業所以外の場所(自宅や喫茶店。街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗も対象)での商品・権利・サービスの契約	8	間	
電	話	勧	誘	販	売	事業者から電話で勧誘を受けた(電話をかけさせられた場合も含む。)商品・権利・サービスの契約	8	日間
連	鎖	販	売	取	引	マルチ商法(他の人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる商法)等による契約(店舗契約も含む。)	20	日間
業務提供誘因販売取引						内職商法(在宅ワークで収入を得るために必要と言って商品やサービス,登録料などの名目で金銭を支払わせる商法)による契約(店舗契約も含む。)	20	日間
特別	定継	続白	り役	務掼	建供	エステティック・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・ パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う 契約(店舗契約も含む。)	8	日間

ハガキの記載例

①必ず書面で通知しましょう。 ②両面コピーして保管しましょう。 -リング・オフする日付 ③郵便局では、「特定記録郵便」、「簡易 商品が届いている場合 書留」,「内容証明郵便」,のいずれか ウラ面 支払ったお金がある場合 の方法で発送しましょう。 ・契約の総額 ④クレジット契約をした場合は, クレジ 商品名 契約金額 販売会社名・担当者名 契約年月日 ット会社にも同様に通知しましょう。 すでに支払った代金〇〇円をすぐに返してください 私は,貴社と次の契約をしましたが,解除します。 商品は早く引き取ってください。 契約解除通知 オモテ面 郵便はがき 0000円 0000 切手 00年00月00日 OO市OOOOOO 月 000000 氏 住 名 所 日 御中

消費者庁リコール情報サイトについて

消費者庁では、リコール品による事故を防止するため、リコール情報を 一元化して消費者に提供する専用サイト「消費者庁リコール情報サイト」 を開設しています。このサイトでは、消費者が新規情報を分野別で得られ たり、商品名によるリコール情報の検索することができます。

また、高齢者や子ども向け製品といった分類でのリコール情報のメール 配信サービスも行っています。



消費者庁リコール情報サイト

PC http://www.recall.go.jp/ 携帯 http://www.recall.go.jp/m/ リコール情報メールサービス登録アドレス

http://www.recall.go.jp/service/register.html

消費生活相談員養成講座の御案内

宮城県では、消費者から寄せられる相談や苦情を処理・解決するために必要な知識を習得するための講座を、下記のとおり開講します。

消費生活専門相談員などの資格取得を目指している方、消費生活啓発活動の実施を 目指している方、消費生活分野に興味のある方は、是非御受講ください。

🦥 講 座 期 間 平成24年11月 6日(火), 7日(水),13日(火),

14日(水), 20日(火), 21日(水),

27日(火), 28日(水)

平成24年12月 4日(火), 5日(水), 11日(火),

12日(水), 18日(火), 19日(水),

25日(火), 26日(水) (全16回)

🖠 開 催 場 所 フォレスト仙台(仙台市青葉区柏木1-2-45)

容 消費者問題の現状,消費生活相談に必要な法律知識,

表示、食の安全、金融、保険サービスに関する知識 ほか

(研修内容は変更になる場合があります。)

🖠 受 講 料 無料

座 内

🦥 講座対象・定員 - 県及び市町村の消費生活相談員,一般受講者 30名

🦠 申 込 方 法 養成講座受講申込書に御記入の上,郵送,FAX,E-mail のい

ずれかの方法で、下記にお申し込みください。

🖥 申 込 期 間 平成24年9月26日 から 平成24年10月26日 まで



🐝 講

申込・問い合わせ先

宮城県消費生活・文化課(宮城県消費生活センター)

電話:022-211-2524 FAX:022-211-2959

URL: http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/

※申込に当たっては、募集要項を御確認ください。